

平成29年第1回三笠市議会定例会

平成29年3月3日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 3番 島山 幸氏
 - 7番 齊藤 且氏
- 3 会期の決定
 - 平成29年3月 3日
 - 平成29年3月24日22日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|--------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 平成28年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について |
| 日程第 6 報告第 3号 | 地域振興対策特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 議案第19号から議案第26号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 8 | 議案第1号から議案第12号までについて |
| 日程第 9 議案第13号 | 指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第14号から議案第18号までについて |
| 日程第11 議案第27号 | 土地の取得について |
| 日程第12 議案第28号 | 不動産の取得について |
| 日程第13 議案第29号 | 三笠市公平委員会委員の選任について |

○出席議員(9名)

議長	10番	谷津邦夫氏	副議長	8番	儀惣淳一氏
	1番	折笠弘忠氏		2番	只野勝利氏
	3番	畠山宰氏		4番	澤田益治氏
	5番	谷内純哉氏		6番	武田悌一氏
	7番	齊藤且氏			

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	北山一幸氏
総務福祉部長	右田敏氏	総務課長	池田真志氏
市民生活課長	大村康彦氏	企画財政部長	金子満氏
企画調整課長	中原保氏	税務財政課長	柳谷忍氏
経済建設部長	中沢敏男氏	水道課長	三宅博文氏
教育長	永田徹氏	教育次長兼高校生レストラン 開設準備室長事務取扱	高森裕司氏
病院事務局長	澤上弘一氏	医事課長	礮瀬孝氏
消防長	阿部英雄氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	中川学氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	小田弘幸氏	議会係長	坂保徳氏
--------	-------	------	------

◎議長（谷津邦夫氏） 開会前ですが、報道機関及び企画振興課から撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成29年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、3番畠山議員及び7番齊藤議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
今定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
会期は、22日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとしま

す。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてでございますが、1月31日、2月1日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり道内選出国會議員、総務省事務次官、自治財政局長、官房審議官に要望してまいりました。例年同様、本市が今まで取り組んできました行財政改革のほか、道路除排雪の対策、市立病院の経営状況と課題等々について説明し、要請並びに支援に対する御理解をお願いしてきたところでございます。自治財政局長、官房審議官、財政課長からは全国的に災害が多い年であったため、災害対策がまず優先されること、また、そのために最低1割カットを前提に考えざるを得ないことなどの説明があったところでございます。さらには、今年の三笠市の降雪状況について少雪と聞いているがとの質問がありましたので、私からは市内の幾春別地区は周辺都市に比べても例年雪が多い地区であり、市民生活の安全を確保するため、除排雪の対策が必要であること強く要望申し上げ、その他に養豚施設の臭気対策の問題や三笠高校の特色ある運営による地方創生の取り組みなど、他の自治体との違いを訴え、支援に対する特段の御理解をお願いしてきたところでございます。

次に、2月23日に病院のあり方に関するアドバイスを得るべく、自民党の医療関係の資格を持つ議員の会の会員であり、本人自身も臨床検査技師の資格を有し、医療関係に高い見識をお持ちの伊達忠一参議院議長に市立病院のあり方について御相談に伺ったところでございます。私から市立病院の現状と医師確保や経営状況等の課題を申し上げ、対策等について助言を伺ったところ、伊達議長からは、公立病院は病院同士で課題を話し合う場をつくり広域で検討すべき、地域医療計画に沿って国がもっと関与していくべきとの見解をいただきました。今後も相談に乗っていただきたいとお願いしてまいりましたので、これからもいろいろと御助言をいただきながら市立病院のあり方について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2月24日に地方創生拠点整備交付金に関する表敬訪問として、内閣府地方創生推進事務局事務局長と参事官にお会いし、このたびの高校生レストランの整備に当たっての地方創生拠点整備交付金の決定に際し、特段の御配慮をいただいたことへのお礼と高校

生レストランの成功に向けてさらに努力していくこと、今後もさらなる御支援をいただきたいことをお伝えしてきたところでございます。事務局長からは三笠のことは全国的になったのではとの発言があり、ぜひ頑張ってもらいたいとお話をいただいてきたところでございます。

これにあわせて、高校生レストランのPRにお力をおかりしたく、同日、東京都内にございます俳優の小日向文世さんの所属事務所を訪問し、社長とマネージャーにお会いしてまいりました。小日向さんには何とか母校の三笠高校を応援していただきたく、ぜひ一度三笠高校へ来ていただき、高校生を激励していただきたいとお願いしてきたところでございます。それに加え、平成30年夏にオープン予定をする高校生レストランのPRにもお力をおかしたいと重ねてお願いを申し上げました。社長からは、小日向本人も地元を応援したいという気持ちを持っているので、日程が合えば可能な限り協力しますと言っていたところでございます。今後も小日向さんの所属事務所とは連絡をとらせていただき、高校生レストランのPRを含め、どのような形で小日向さんのお力をおかりすべきか相談しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてでございますが、そこに記載してありますとおり、1月5日付で課長職及び係長職の人事異動を行ったところでございます。

また、1月27日には医師の退職がございましたので、御報告させていただきます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 平成28年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 監報第1号平成28年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、監報第1号平成28年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第3号 地域振興対策特別委員会報告について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 報告第3号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

澤田委員長、登壇願います。

(地域振興対策特別委員会委員長澤田益治氏 登壇)

◎地域振興対策特別委員会委員長(澤田益治氏) 報告いたします。

平成28年第2回定例会で決議設置されました地域振興対策特別委員会における調査内容を御報告いたします。

この委員会は議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等の内容の詳細は省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

さて、第4回定例会以降、12月27日に開催いたしました委員会では、1、高校生レストラン整備事業について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

高校生レストラン整備事業についての調査では、基本設計について調査をいたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、委員長報告に対する質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号地域振興対策特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第7 議案第19号から議案第26号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の7 議案第19号から議案第26号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から平成29年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から平成29年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長（西城賢策氏） 平成29年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

現在、国では、少子高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指して「地方創生」を進めております。

本市は、国が地方創生を掲げる前から「第8次三笠市総合計画」に基づき、まちの再生に向けて動き出していたことに加え、「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進により、確実によい方向に向かっています。

私は、この流れをとめることなく、また、甘んじることなく、新しい発想をさらに取り入れた中で着実にまちづくりを進め、「希望に満ちた元気産業都市づくり」に全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民並びに市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

一つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、二つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この二つの基本的な考え方にに基づき、今後も市政運営の判断をしてまいりますと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう、学習や文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、市立三笠高等学校については、開校年度から調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、全国優勝を果たすなど輝かしい成績をおさめており、市民に元気を与えています。

これらの実績を踏まえ、調理技術のスキルアップや専門的知識・経営力のさらなる向上を図り、食のスペシャリストとしての総合力を身につけさせるため、高校生レストランのオープンに向け、しっかりと準備を進めてまいります。

さらに、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりや、地域に根差した社会教育などを通じ、生きがいのある充実した人生を過ごすことができるまちづくりを進めてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

経済・産業活性の取り組みについては、引き続き産業界と議論を行い、既存制度の拡充も含め、必要な制度創設に向けて検討してまいります。

農業については、日本型直接支払事業を引き続き実施するほか、新規就農者や農業後継者の育成・確保にも取り組んでまいります。

また、タマネギの収量向上対策として圃場の地力回復を行うタマネギ生産性改善事業を実施するほか、農業者みずからが行う農地の排水対策については、市独自の小規模排水等整備事業により基盤整備を推進してまいります。

さらに、農産物の販路拡大に向け、農業団体等と連携し地元で生産される農産物のブランド化、道内外で開催されるフェア等に積極的に参加するとともに、都市と農村の交流を促進するため、農業体験ツアーなどの受け入れ農業者の拡大を図り、地元農産物の魅力を発信し、さらなる交流人口の増加と地域経済の活性化を図ってまいります。

商工業及び起業化については、引き続き商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度により、新たな事業や起業家に対する支援を行い、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、食に対する取り組みとして、商工業者・三笠ジオパーク・三笠高校などが連携し、地場産品を活用した商品開発や販売促進を進め、三笠ならではの特産品開発に取り組んでまいります。

さらに、三笠高校生による高校生レストランを起点とした「食街道づくり」を目指し、農業やジオパークとも連動した食による観光づくりを推進するとともに、本市の特色や地域資源を活かし、食をまちづくりの中心に据え、市民、事業者、関係団体、市が協働して地域活性化を図るため「食のまちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを進めてまいります。

旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備については、市民の利便性向上と地域経済の活性化を図り、新たな都市づくりに努め、商業・観光・交通などの要所となる施設整備に向け、取り組んでまいります。

石炭地下ガス化の取り組みについては、基礎実験を行い必要な基礎データを蓄積するほ

か、室蘭工業大学による、市内山林で引き続き実施されるフィールド実験をサポートし、調査研究を進めてまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し、企業へのアプローチを図っていくと同時に、既存企業の課題などの把握に努め、市内企業が安定した企業運営のもと、市民の雇用機会の充実や産業の活性化を促進してまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに実施している事業に取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資政策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取り組みや求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光については、本市の地域資源を最大限に活用し、交流人口の増加を図ってまいります。

本市の観光施設の一つである三笠鉄道村については、三笠トロッコ鉄道などの相乗効果により、より一層の魅力づけを図るほか、ジオパーク幌内エリアと連動した取り組みを実施してまいります。

西桂沢地区のみかさ遊園については、隣接する桂沢国設スキー場とあわせ、引き続き施設管理を徹底し、利用者の安全対策と利用促進に努めてまいります。

また、旅行者等と連携し、三笠ならではの体験型観光の充実を図るとともに、近年、増加傾向にあるサイクリング観光を受け入れる体制の整備を進め、交流人口の増加と経済振興に努めてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も公共交通の維持、住民の足である市営バスの運行を守るため、経費節減に努めながら運行維持を図ってまいります。

また、市民の交通の利便性を向上させるとともに、移住・定住の促進と観光による交流人口の増加を目指すため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置に向けた関係機関への要望等に取り組んでまいります。

冬の環境については、老朽化したロータリー除雪車を更新し、作業の効率化を図るとともに、国や北海道と連携をとりながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、ごみの分別など適正排出によるリサイクルの啓発を進め、ごみの減量に努めてまいります。

また、市営墓地については、清住墓地の階段整備や弥生墓地にトイレを設置し、墓地の環境整備を進めてまいります。

市営住宅については、現在、進めている榊町団地建替事業をはじめ、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する空き老朽市営住宅の計画的な除

却を進め、地区内集約化を図ってまいります。

また、子育て世帯等を対象とした岡山地区の道営住宅の整備について北海道と連携し、早期完成に向け取り組んでまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業や若者移住定住促進家賃助成事業などを引き続き実施し、移住・定住の促進を図ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として三笠第3排水区の整備を行うほか、老朽化した下水道浄化センターの機器の更新を行うとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの堤体工事が本格的に始まり、新桂沢及び三笠ほんべつ両ダムの早期完成を目指し、着実な工事の推進が図られるものと期待しております。

また、ダム事業と並行し、桂沢湖周辺の開発についても、関係機関との協議を進め、意見・要望が反映されるよう国等に要請してまいります。

森林資源の保護については、市有林環境保全整備事業や分収造林受託事業を計画的に実施してまいります。

道路・橋梁・河川・公園については、計画的に整備するとともに、道道関係の整備については、引き続き北海道へ要望してまいります。

情報通信については、NTT光通信網が市内のほぼ全域に整備されたことから、今後は観光や防災の拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備について研究してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制をより一層推進するなど、地域が孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、就労及び自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして、広域連携による相談支援等を包括的に取り組んでまいります。

さらに、離職により住居を失った方、そのおそれがある方に対し、家賃相当額を一定期間支給する住宅確保給付金を引き続き実施してまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所・児童館の環境整備や本市独自の保育所使用料助成事業、乳児紙おむつ購入費用助

成事業、子育てサロン事業を引き続き実施し、幼児期の保育・子育て支援の拡充や質の向上を進めることで子育てしやすい環境の充実を図るとともに市内経済の活性化を推進してまいります。

また、引き続き少子化対策として結婚を望む若い世代に対し、出会いの場やきっかけづくりなどのサポートに努めてまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、必要な医療が適切に受けられる環境を維持する必要があります。

そのため、市立病院においては、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材の確保に努め、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるとともに、外来・病棟機能の維持や在宅医療の充実を図り、高齢者が可能な限り住みなれた地域で医療が受けられるよう、各診療科、救急医療並びに訪問看護事業等について、現行の体制を堅持してまいります。

また、昨年の市政懇談会において市民から寄せられた意見、要望、苦情等を踏まえ、患者の確保、サービスの向上にかかわる取り組みを強化するとともに、経営改善にも改革的視点で取り組んでまいります。

国民健康保険については、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施するほか、保健指導事業や重症化予防対策などが柱となる「データヘルス計画」をつくり、健康寿命の延伸や医療費の抑制に努めてまいります。

また、平成30年度からの広域化に向け、国の動きを注視しながら健全な運営に努めてまいります。

健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用を助成するほか、インフルエンザ予防接種の費用助成事業を高校生まで拡充し実施してまいります。

高齢者福祉については、「第6期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い温泉入浴券助成事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

介護保険については、「第6期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第4期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業やタクシー料金の一部助成事業等を引き続き実施してまいります。

また、障害がある児童を対象に、日常生活に必要な動作や集団でのコミュニケーション

のとり方などを習得するための障害児通所支援事業の事業化に向け取り組んでまいります。

交通安全については、高齢運転者や飲酒運転による交通事故が社会問題となっていることから、関係機関や各種団体と連携し、啓発活動を積極的に進めてまいります。

市民生活の安全対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不全な空き家等の所有者などに対し、管理指導を徹底してまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化などの支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、振り込め詐欺や悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携しながら啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりのため、地域での防火活動や救命率の向上を目指した講習会の開催、また、救急資機材の更新を行い、救急業務の高度化を図ってまいります。

火災予防対策については、住宅用火災警報器の設置指導などを徹底するとともに、高齢者を重点に防火指導を推進してまいります。

防災については、地域防災力の向上に向けて、引き続き自主防災組織の結成を促進してまいります。

また、災害時に市民が安全に避難できるよう、ハザードマップを更新するとともに、備蓄品の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

本市の歴史や資源を総合的に活用し、地域振興に寄与することを目的に取り組んでいる三笠ジオパークについては、4年に一度の再審査の年ではありますが、引き続きジオパークとして認められるよう、しっかりと取り組んでまいります。

ジオサイトの環境整備や学校教育と連携した活動などの事業を引き続き実施していくとともに、農産物の収穫体験などの地域資源を活かした魅力的な体験型ツアーの充実やダム事業などとの連携を図り、ジオパークによる効果を最大限に発揮できるよう努めてまいります。

また、都会の文化に親しむ機会の創出や新しいまちづくりのきっかけにもつなげるため、市民の元気づくり講演会を引き続き実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、地域住民と連携した地域づくりを目指してまいります。

また、市政懇談会や多くの審議会・委員会のほか、三笠市未来創造会議や三笠市主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めてまいります。

コミュニティ活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、市役所が市

民により近い存在になるよう地区市民センターに出向き、相談活動を行うほか、憩いの場としてのコミュニティ拠点の強化を図ってまいります。

行政運営については、公共施設の修繕として、毎年計画的に緊急性を考慮しながら実施するとともに、更新・統廃合・長寿命化などを図ってまいります。

財政運営については、今後、地方交付税の削減も懸念されることから、事務事業の見直しなどにより歳出の削減を図るとともに、使用料・手数料などの適正化など収入確保に努め、健全な財政運営に努めてまいります。

本市の重要な財源である市税などについては、市民の納税意識の高揚を図るとともに、引き続き納税に誠意の見られない滞納者には法的措置による滞納処分を実施することで、市民負担の公平化に努めてまいります。

移住定住促進については、引き続き施策をテレビCMなどでPRするほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

さらに、遠距離通勤者に対し通勤費用の一部を助成し、より通勤しやすい環境を創出するとともに、本市が札幌圏を含む近隣都市圏の通勤圏内であることを強くアピールし、移住及び市民の定住促進に努めてまいります。

また、農業・観光・文化・歴史など、さまざまな情報を広く発信するため、一昨年に制定した「三笠市特命大使条例」に基づき、必要により大使を派遣し、本市のさらなる発展に努めてまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承するとともに、安全・安心で快適に暮らせるまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、そして本市に帰ってこられる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、先人たちの開拓精神の気概を思い起こし、「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」の構築と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、本市のまちづくりの基盤となる「第8次三笠市総合計画」とそれに連動した「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図り、「誇りと希望にあふれるまちづくり」に全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、教育長から平成29年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長永田徹氏 登壇）

◎教育長（永田 徹氏） 平成29年第1回定例会に当たり、教育の行政執行に関する主

要な方針について申し上げます。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、情報通信技術の発達など社会の急激な変化により、教育をはじめとする社会生活のさまざまな分野に影響が及びつつあります。

こうした状況の中、学ぶ意欲や規範意識の醸成、道徳心や体力・運動能力の向上など、子供たち一人ひとりが豊かな人生を歩むため、教育の重要性はますます高まっております。

北海道においては、全ての子供たちに社会で自立して生き生きと活躍できる力を培うとともに、互いを思いやり、支え合う、優しい心を育むことを教育の目指す姿として取り組んでおります。

一方、本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行していくとともに、家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育むとともに、地域の歴史や文化、まちづくりなどへの関心を高め、地域を知ることによって、三笠で生きることに誇りを持ち、三笠の未来を考え、郷土愛を育む学校教育を推進してまいります。

また、市民の誰もが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、新しい時代を開く生涯学習の推進と心豊かな人づくりに努めてまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園授業料等助成事業を継続し、子育てしやすい環境の充実を図ってまいります。

また、本市の幼児教育を担っている市内唯一の私立幼稚園は、園児数の減少に加え、園舎の老朽化により存続が危ぶまれる状況となっておりますが、幼児教育は子育て世代や移住定住を促進する観点からも必要不可欠なものであることから、当面の間、園の存続を支援するため運営費の一部を補助してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、私塾講師等を活用した学力向上未来塾推進事業を引き続き実施し、小中学校の児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育を推進するとともに、三笠小学校・三笠中学校において、コミュニティ・スクールを継続し、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる教育環境の充実に努めてまいります。

加えて、子供たちに多様な体験学習の機会を提供するための土曜学習を継続するとともに、英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を継続してまいります。

学校統合に伴い遠距離となる児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運

行及び定期券料金を補助することで、安全・安心な通学環境づくりに努めるとともに、岡山・萱野地区の子育て世帯に対する支援策として、岡山小学校児童館登録児童の通所に係る安全確保を図るため、タクシーによる来館支援を実施してまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠小学校スクールバンド及び三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図ってまいります。

また、小学生の給食費無料化を継続し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して支援員を配置するなど必要な支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

また、いじめ問題などに対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施するほか、研修会を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となっていじめに対する理解を深めてまいります。

教育研究所においては、学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

市立三笠高等学校については、「愛され続ける学校づくり」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を生かした教育活動を展開し、卒業後に多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に引き続き努めてまいります。

また、本年度は、生徒に食に関する高度な専門的知識と技術のほか、経営力やコミュニケーション能力を身につけた食のスペシャリストを養成するための高校生レストランの建設を行うことから、オープンに向け、しっかりと準備を進めてまいります。

生徒確保対策については、開校以来、継続して定員を確保しておりますが、今後も少子化により生徒数が減少する状況が続くことから、引き続き、全道各地の中学校を訪問しPRするとともに、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るため、教材費などの一部を助成してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を活かす機会の提供など、新しい時代を開く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、地域の自然や特性を活かした体験学習などを行っている三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、実行委員会と協議しながら、新成人が思い出に残るような魅力あ

る成人祭を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する三笠市民文化祭の運営費の一部を助成してまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取り組みを実施してまいります。

三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、まちの活性化を図るため、引き続き開催するとともに、市内外へ向けてのPR強化とさらなる魅力づけを行うため、事業の拡充に努めてまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供への読書案内やボランティアによる絵本とお話の会であるかるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行い、子供たちによりよい読書環境を提供してまいります。

また、乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと、乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、指定管理者により運営を継続するとともに、スポーツセンターについては、耐震改修のための実施設計を行ってまいります。

また、教育長杯パークゴルフ大会を開催し、パークゴルフ場サン・パークの利用促進と市民の健康増進及びスポーツの振興を図ってまいります。

博物館については、本市のシンボルマークのモチーフとなっているアンモナイト化石など、古生物を生かした学術研究の充実・発展と地域に根差した教育の場を提供するとともに、国内のさまざまな種類のアンモナイト化石と動物の化石や剥製を展示紹介する「生物の種類」をテーマにした特別展を開催し、利用の拡大に努めてまいります。

また、市内の小中学校の児童・生徒に本市の自然、産業、歴史などを学ぶ三笠ジオパークと連携した地域科授業を通して、ふるさとへの愛着を深め、誇りに思う心を育ててまいります。

以上、平成29年度の教育の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、子供たちの健やかな成長を育てていく教育環境の充実に努

めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会が一体となり、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいらる決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 引き続き、議案第19号から議案第26号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第19号平成29年度三笠市一般会計予算から議案第26号平成29年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の平成29年度の地方財政対策でございますが、国は、地方財政への対応に当たって、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を平成28年度並みに確保し、頑張る地方を支援する仕組みの充実を図っております。

これらを踏まえ、三笠市の予算は、将来にわたって健全な財政運営を意識しつつ、「希望に満ちた元気産業都市づくり」の推進として、子育て支援、高齢者対策、地域特性を生かした経済・産業活性化対策などに重点を置いて予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第19号平成29年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、重点的、効率的な予算編成をしたものであります。

政策的予算については、「第8次三笠市総合計画の確実な推進」「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進」をコンセプトに、地域の特性を活かした経済・産業活性化による雇用の創出、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境づくりを推進するとともに、安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、さきに述べました「市政執行方針」「教育行政執行方針」に基づき、各款にわたって予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算については、まず市税について、徴収の啓発と滞納者に対する法的措置に努め、収入の確保に取り組んでいきます。

諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料などについては、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、車両の購入費などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は89億7,253万1,000円となり、前年度予算額と比較して2億84万8,000円、率にして2.3%の増となるものであります。

次に、議案第20号平成29年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主なものとして、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億8,736万8,000円となり、前年度予算額と比較して433万4,000円、率にして2.3%の減となるものであります。

次に、議案第21号平成29年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。総務費については、次期国保総合システム構築費用を上し、保険給付費については、療養給付費及び高額療養費について近年の被保険者及び医療費の減少を考慮し、相当額を措置したものであります。

また、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金等を措置するほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査及び特定保健指導のほか、必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、現行の料率等を据え置き、賦課限度額については、被保険者間の負担の公平化を図るため4万円引き上げ、85万円から89万円にするものであります。今後は、広域化となる平成30年度までの間、各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

このほか、国・道支出金などの歳出関連で見込まれる全ての収入を措置し、なお不足する1億3,025万2,000円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は16億7,800万4,000円となり、前年度予算額と比較して6,953万8,000円、率にして4.0%の減となるものであります。

次に、議案第22号平成29年度三笠市介護保険特別会計予算であります、「第6期介護保険事業計画」に基づき、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、前年度の決算見込み額をもとに計上するものであります。

地域支援事業費については、新たに4月から介護予防の通所介護や訪問介護などの総合事業のほか、必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、保険給付費や介護給付費準備基金の取り崩しによる繰入金等を考慮し、措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は13億9,365万5,000円となり、前年度予算と比較して266万7,000円、率にして0.2%の増となるものであります。

次に、議案第23号平成29年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、全ての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分のほか基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は179万円となり、前年度予算額と比較して16万8,000円、率にして8.6%の減となるものであります。

次に、議案第24号平成29年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全な水を安定的に供給するため、施設の適切な管理を基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、料金改定に伴う給水収益の増額を見込み、総額3億441万1,000円を措置するものであります。

また、支出については、市民の給水需要に必要な経費として総額2億9,222万3,000円を措置し、収支では1,218万8,000円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽配水管の改良とメーター器の取りかえが主な事業であり、2億8,262万8,000円を措置するものであります。

一方、収入については企業債など1億1,940万円を措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は5億7,485万1,000円となり、前年度予算額と比較して2,208万4,000円、率にして3.7%の減となるものであります。

次に、議案第25号平成29年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活を送るための基盤整備と施設の適切な維持管理を基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、下水道使用料の減収を見込み、総額6億36万3,000円を措置するものであります。

また、支出では、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億9,360万8,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、三笠浄化センター等の機器更新が主な事業であり、企業債償還金等を含む5億213万3,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額2億6,633万7,000円を措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は10億9,574万1,000円となり、前年度予算額と比較して1,382万1,000円、率にして1.3%の増となるものであります。

最後に、議案第26号平成29年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、本市における基幹病院として、その機能を維持、継続するよう取り組んでおりますが、大学からの医師の派遣が一部縮小されるとともに、施設の改修を要する部分や老朽化している医療機器もあるなど、依然として厳しい状況となっております。

これらのことを踏まえ、既存の施設や人材の有効活用を図り、訪問看護事業の利用者を拡充するための体制強化や回復期リハビリテーション病棟における環境整備などサービス向上に取り組み、経営において発生する不足財源をできる限り圧縮するよう努めてまいります。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を107.0人、1日平均外来患者数を287.2人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額21億2,973万3,000円とするものであります。

また、支出では、必要経費として、総額22億7,143万7,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽化への対応や医療サービスの充実を図るため、医療用機械器具16品目の購入のほか、修学資金貸付金など、総額2億4,155万1,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など、総額7,621万8,000円を計上するものであります。

以上により、病院事業会計支出予算の総額は25億1,298万8,000円となり、前

年度予算額と比較して8,080万5,000円、率にして3.1%の減となるものであります。

以上、議案第19号から議案第26号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第19号から議案第26号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第19号から議案第26号までについての質疑は、3月14日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第8 議案第1号から議案第12号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の8 議案第1号から議案第12号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第1号三笠市農業委員会選挙委員等定数条例の全部を改正する条例の制定から議案第12号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第1号三笠市農業委員会選挙委員等定数条例の全部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選任方法が公選制から議会の同意を要する市町村長による選任制に改められたことから必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、農業委員会の委員が選任制となることに伴い、条例の題名を「三笠市農業委員会委員定数条例」に改め、委員の定数については10名とするものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第2号三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、行政が映像等を電磁的記録として保有する機会がふえたことから、情報公開の範囲を拡大するものであります。

改正の内容は、公文書の写しに光ディスクによる交付の規定を追加し、その費用を1枚につき500円と規定するなどの改正を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第3号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、議案第2号と同じく、行政が映像等を電磁的記録として保有する機会がふえたことから、開示請求等の方法を見直すものであります。

改正の内容は、個人情報の写しに光ディスクによる交付の規定を追加し、本人開示、訂正等に係る請求等の規定の改正を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市職員勤務時間、休暇等条例及び三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、里親制度及び育児休業に関して、里親と関連する部分等に改正が生じたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市職員勤務時間、休暇等条例においては、児童福祉法の一部改正による養子縁組里親の定義に伴い、文言を整理するものであり、三笠市職員育児休業等条例においては、育児休業の対象となる子の範囲を改めるとともに、育児休業の特別の事情についての規定の整理等を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、確定拠出年金法の一部改正に伴い、地方公務員の個人型確定拠出年金の利用が可能となったことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、給与から引き去ることができる金銭に国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金の掛金を追加するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、個人の市民税について、特例適用利子等または特例適用配当等の課税に係る特例を創設するとともに、住宅ローン控除制度の適用期限の延長に関する規定の整備を行うものであります。

また、法人の市民税について、法人税割の税率引き下げの時期変更に伴う規定の整備等を行うものであります。

その他、軽自動車税について消費税の増税延期に伴い、環境性能割の導入時期が変更となったほか、グリーン化特例の延長に伴う規定の整備を行うものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

次に、議案第7号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合の申請に係る手数料等について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、低炭素建築物新築等計画認定申請に必要な手数料の設定等について規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、三笠警察署の再編に伴い、三笠市生活安全推進協議会の構成団体について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市生活安全推進協議会の構成団体である三笠警察署を岩見沢警察署に改めるものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に基づき、地域包括支援センターの主任介護支援専門員について更新研修が義務づけられたことから規定の整備を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、主任介護支援専門員の定義に5年以内ごとに更新研修を修了する旨の規定を追加するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の国民健康保険税課税限度額に準じて、国民健康保険料の被保険者に係る賦課限度額を増額するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、同令に準拠している国民健康保険料の軽減措置等について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容については、まず保険料の賦課限度額の改正であります。限度額を4万円引き上げ、85万円から89万円にするものであります。

次に、保険料軽減措置の改正であります。国民健康保険世帯において、5割軽減対象世帯の基準であります被保険者数に乗ずる金額26万5,000円を27万円に、2割軽減対象世帯の被保険者数に乗ずる金額48万円を49万円にそれぞれ引き上げ、軽減世帯の増加を図るものであります。

また、保険料算定に係る「他の所得と区分して計算される所得の金額」の算出方法についても政令で準じた改正を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険法の一部改正に伴う生活支援体制整備事業について、速やかに実施することで高齢者をはじめとする市民の福祉の向上が図れることから、施行期日を繰り上げるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、生活支援体制整備事業の施行期日を平成30年4月1日から平成29年4月1日に変更するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

最後に、議案第12号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、道営住宅の事業主体の変更による取得に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、市営住宅の取得による規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

以上、議案第1号から議案第12号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号から議案第12号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第13号 指定管理者の指定期間の変更及び 指定管理者の指定について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の9 議案第13号指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第13号指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、提案説明申し上げます。

三笠市パークゴルフ場については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、クリーンハウス株式会社に指定管理者の指定を行っていましたが、このたび、同社より指定取り消しの申し出があり、公の施設指定管理者選定委員会において審議した結果、指定の取り消しを承認したことから、指定期間を変更することとともに、新たな指定管理者の候補者の選定を行ったところであります。

新たな三笠市パークゴルフ場の指定管理者については、過去の実績を踏まえ株式会社富樫組を選定し、指定期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間とし、現在の指定管理者の残任期間とするものであります。

指定管理者選定委員会の結果を踏まえ、当該施設の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第13号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第14号から議案第18号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の10 議案第14号から議案第18号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第14号平成28年度三笠市一般会計補正予算（第5回）から議案第18号平成28年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第14号平成28年度三笠市一般会計補正予算（第5回）についてであります。今回の補正は、既定予算額9億4,107万3,000円に10億2,620万1,000円を追加し、予算の総額を10億1,727万4,000円とするものであります。

まず、歳出であります。国の地方創生拠点整備交付金の活用による高校生レストラン整備事業費を措置するほか、市立病院の資金不足に対する補助金を措置するなど、総務費から災害復旧費まで6款において必要な経費を措置するものであります。

その他、各款にわたり、事業費等の執行に伴う予算整理を行うものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る財源のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正などを予算整理し、歳出関連特定財源5億6,805万3,000円を増額するほか、一般財源については、財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

地方債の補正については、過疎債ソフト事業分などを追加するほか、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第15号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額18億7,226万6,000円から1,487万9,000円を減額し、予算の総額を18億5,738万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。国民健康保険システムの改修費用を増額するとともに、共同事業拠出金の確定に伴い、減額補正をするものであります。

一方、歳入であります。国民健康保険システム改修に伴う国庫補助金を計上するとと

もに、共同事業拠出金の財源元であります同交付金を減額補正するものであります。

次に、議案第16号平成28年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、既定予算額14億5,497万3,000円に35万6,000円を追加し、予算の総額を14億5,532万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費のうち介護保険システム改修費について増額補正を行うものであり、歳入につきましては、その特定財源として国庫支出金、一般会計繰入金を措置するものであります。

次に、議案第17号平成28年度三笠市下水道事業会計補正予算（第3回）についてであります。収益的収入について他会計負担金が減額となりますが、他会計補助金を増額し、調整するものであります。

次に、議案第18号平成28年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費における予算整理を行うとともに、資金不足額が発生しないよう一般会計繰入金を追加するものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については患者数が目標数に達していないことによる影響や一般会計繰入金を5億1,300万円追加することにより、総額を22億7,365万円とするものであります。

支出については、給与費、材料費、経費などを整理し、1億6,089万6,000円を減額することにより、総額を20億8,372万3,000円とするものであります。

次に、資本的支出ですが、建設改良費について入札結果に基づき整理するほか、看護師修学資金貸付金を整理するとともに、資本的収入においては、建設改良費の財源である企業債の減額などがあります。

以上、議案第14号から議案第18号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第14号から議案第18号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第27号 土地の取得について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の11 議案第27号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第27号土地の取得について、提案説明申し上げます。

今回取得する土地は、三笠市土地開発公社所有の土地であり、土地開発公社の経営の健全化を図るため、取得するものであります。

取得する土地の所在は、三笠市宮本町476番地1ほか3筆、合計面積は3万4,967平方メートル、取得価格が総額4,245万7,700円であります。

以上のとおり1件5,000平方メートル以上の土地取得となりますことから、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により提案いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第27号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第28号 不動産の取得について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の12 議案第28号不動産の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第28号不動産の取得について、提案説明申し上げます。

今回取得する土地及び建物は、岡山地区道営住宅の整備決定に伴い、既存道営住宅を事業主体変更により市営住宅として管理するため、北海道から取得するものであります。

取得する土地の所在は、三笠市美園町70番地17及び22の計2筆、合計面積は6,927.34平方メートルであります。

取得する建物は、鉄筋コンクリート構造4階建て及び3階建ての計2棟であり、取得価格は総額4,657万7,381円、取得時期は平成29年3月を予定しております。

以上のとおり予定価格が2,000万円以上の不動産の取得となりますことから、三笠市議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により提案いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第28号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第 13 議案第 29 号 三笠市公平委員会委員の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の 13 議案第 29 号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第 29 号三笠市公平委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員の任期満了に伴い、その後任者として、引き続き、安藤雄一氏、小林優子氏及び安達壽氏を選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案について質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第 29 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第 29 号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日 3 月 4 日から 3 月 13 日までの 10 日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

3 月 4 日から 3 月 13 日までの 10 日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 0時07分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員